様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　12月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ぐらんぶるー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　グランブルー  （ふりがな） おちあいしょうじ  （法人の場合）代表者の氏名 落合　生嗣  住所　〒108-0073  東京都港区三田5－14－2共生ビル１F  法人番号　7010401089922  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の  名称 | 株式会社グランブルー「DX戦略」 | | 公表日 | 2024年 11月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社HP：https://www.grand-blue.co.jp/#top  公表場所PDF：https://admin.smart-frame.jp/clients/grand-blue.co.jp/pdf/c30ea7e54737d504b4bebff942989756.pdf  記載箇所：「DX取組宣言」P２「経営ビジョン」P３ | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  私たちは、ブライダル、メディア、デリバリー業界で最もクリエイティブで、高いクオリティで、スピーディであるために、DX（デジタル技術による変革）やGX（環境に配慮した変革）によって、緻密に、かつ大胆に自分たちの限界に挑戦し続け、お客様、従業員及び社会に「幸せと感動をお届けする笑顔あふれる会社」になります。  人手不足が常態化しているなかで、時代に俊敏に対応するためには、ＡＩをはじめとしたデジタル技術やデータ活用が鍵になると思います。私たちは「リアル×デジタルで感動を創造」し、これまでよりもクリエイティブで、高いクオリティで、スピーディであるためにＤＸやGX※に取組みます。簡単なチャレンジではないと思いますが、緻密に、かつ大胆に、自分たちの限界に挑戦することで、より大きな喜びを得たいと思っています。  ※DX＝デジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術による変革）GX＝グリーン・トランスフォーメーション（環境に配慮した変革） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 株式会社グランブルー「DX戦略」は、取締役会にて承認を得て公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グランブルー「DX戦略」 | | 公表日 | 2024年 11月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社HP：https://www.grand-blue.co.jp/#top  公表場所PDF：https://admin.smart-frame.jp/clients/grand-blue.co.jp/pdf/c30ea7e54737d504b4bebff942989756.pdf  記載箇所：「DX戦略」P４ | | 記載内容抜粋 | ＜DX戦略＞  私たちグランブルーは、デジタル技術やデータを活用し、経営ビジョンやビジネスモデルを実現をするために以下のようなDXを推進していきます。  戦略①GXプロデュース事業の推進地域資源（ヒト・モノ・コト）の持つ潜在的な価値を発見し、ニーズのある人や場所にお届けするGXプロデュース事業※を開始し、地域と都会をつなぐハブになり地域活性化に貢献します。  戦略②ECサイトを活用した循環型ビジネスの展開舞台やイベントで利用した備品や資材に新しい価値を加え、感動をお届けする循環型ビジネスをECサイトで展開します。また、データ活用によるコアファン向けのスペシャルオーダーに対応します。  戦略③社内業務の改善や情報の一元管理による生産性向上社内のバックヤード（労務、財務、人事等）のデジタル化を進め社内業務を改善します。各自が保有するノウハウやコンテンツをＤＢで一元管理し、提案力の質、スピードを向上します。  戦略④デジタル人材の育成グランブルーで習得すべき「育てるぞリスト」を見直し、業務遂行に必要な項目に加えて、デジタル技術やデータ活用、セキュリティ対応ができる人材を育成します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 株式会社グランブルー「DX戦略」は、取締役会にて承認を得て公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「DX推進体制・デジタル人材育成」P５ | | 記載内容抜粋 | 株式会社グループは、社長（実務執行総括責任者）の直下に「DX戦略チーム」を設置し、定期的なミーティングを行いDX推進します。また、教育計画に基づいてデジタル人材育成を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「デジタル環境整備」P６ | | 記載内容抜粋 | 株式会社グランブルーは、DX推進のために毎年売上の0.5％を投資します。これまで利用している既存システムを見直しながら、活用を促進していきます。また、新規システムの導入やネットワークを構築して、会社全体のDXを推進していきます。  ＜既存システム＞・会計システム、販売システム、給与システム・共有サーバー及びネットワーク、バックアップ体制  ＜新規システム＞・データ情報共有システム（一元管理）・ECサイトの再構築・AIを活用したデータ分析、生成AIを利用した提案 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社グランブルー「DX戦略」 | | 公表日 | 2024年 11月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社HP：https://www.grand-blue.co.jp/#top  公表場所PDF：https://admin.smart-frame.jp/clients/grand-blue.co.jp/pdf/c30ea7e54737d504b4bebff942989756.pdf  記載箇所：「目標値（KPI）」P７ | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成状況を測る指標として下記を定めます。実行計画を立案したうえで、取り組みを行い、各部署ごとに目標値の達成状況を月1度評価を行いながら目標達成できるようPDCAサイクルを回していきます。  戦略① GXプロデュース事業の推進：2026年までに：GXプロデュース案件の実施10件／年  戦略②ECサイトを活用した循環型ビジネスの展開：2026年までに：循環型ビジネスのしくみ創りとECサイトの構築と販売開始  戦略③社内業務の改善や情報の一元管理による生産性向上：2026年までに：社内バックヤードのデジタル化80％を達成する。／ノウハウの一元管理及び情報共有のしくみを完了する  戦略④戦略④：デジタル人材の育成：2026年までに：ITパスポート試験の合格者（デジタル人材）を５名育成／グランブルー「育てるぞリスト」の作成及び周知年２回実施 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 11月　5日 | | 発信方法 | 株式会社グランブルー「DX戦略」の「社長（実務執行総括責任者）メッセージ」で公表している。  会社HP：https://www.grand-blue.co.jp/#top  公表場所PDF：https://admin.smart-frame.jp/clients/grand-blue.co.jp/pdf/c30ea7e54737d504b4bebff942989756.pdf  記載箇所：「社長（実務執行総括責任者）メッセージ」  P８ | | 発信内容 | 私たち株式会社グランブルーは「感動創造企業である」ことをめざしています。  花やグリーンを含む様々なものを駆使し、最もクリエイティブで、高いクオリティで、スピーディであるために、どのようにデジタル技術やデータを活用し、価値創造や変革を推進していくかの道しるべとしてDX戦略書をまとめました。従業員の皆様に、日々の仕事の中で、お客様との対話の中で、社内でのミーティングの中で様々な判断をする際の「考え方の基軸」として利用してほしいと思っています。  お客様に本物の感動をお届けするためには、社内のメンバーの豊かな感性や、社会や環境ニーズを理解する広い視野、価値創造に向けた柔軟な対応力が必要です。そのために、従業員一人一人がDXの取組を自分事としてとらえ、新しいことに前向きに挑戦し、感動をお届けできるような仕事を通して、わくわくする未来を切り開くことができるスキルとマインドの醸成を図っていきます。  グランブルーは、DX（デジタル技術による変革）やGX（環境に配慮した変革）によって、緻密に、かつ大胆に自分たちの限界に挑戦し続け、お客様、従業員及び社会に「幸せと感動をお届けする笑顔あふれる会社」になります。グランブルーのDXにご期待ください。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　８月頃　～現在 | | 実施内容 | 経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社ITシステムの現状を踏まえた課題の把握をするために、「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　８月頃　～現在 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策を行うために、SECURITY ACTION二つ星宣言を行い、日々の活動に役立てている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。